

経済特区法 2014 年 1 月 23 日

第 8 章

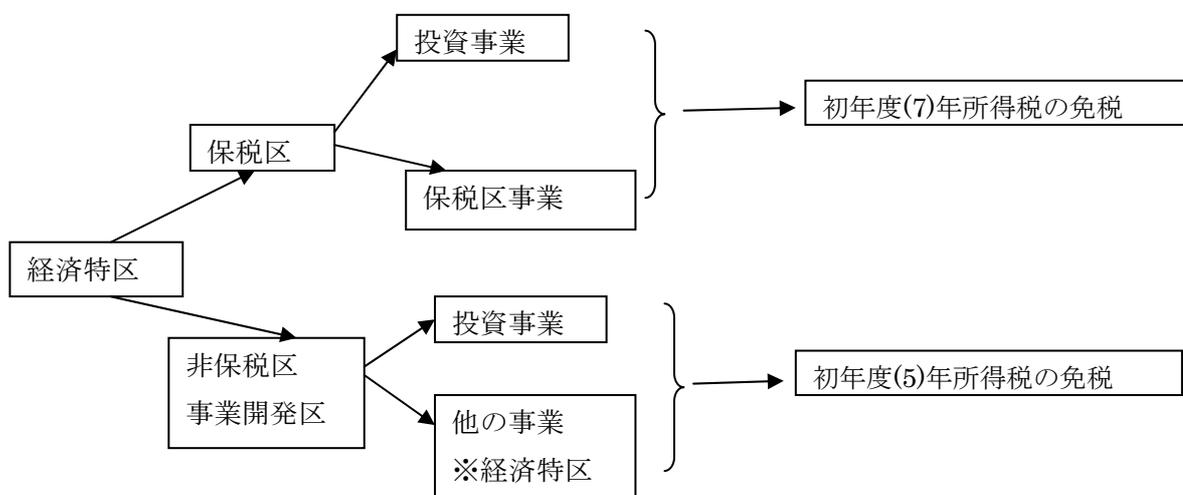
投資法人・投資家の義務及び免税

29. 投資家は次の職業を条件に従い実行することができる。

- (a) 原材料から完成品の製造、機械による製品加工、倉庫保管業、輸送業、サービス提供。
- (b) 投資事業で使用される原材料、梱包資材、機械・機器類、燃料の国内または海外から経済特区への輸入及び輸送。
- (c) 投資事業より製品を認定された条件に基づき国内・国外への貿易。
- (d) 投資事業及び海外サービス業務事務所などを経済特区で認定された場所で管理委員会の許可で開設。
- (e) 国家に禁止されていないその他の事業などを管理委員会の許可で実行

経済特区

- 1. 保税區
- 2. 非保税區



投資事業

(保税區 & 非保税區)

- ① 2 回目(5)年連続 → 50%所得税の減税
 - ② 3 回目(5)年連続 → 50%所得税の減税
- (※ 得られる利益を 1 年以内に再度投資する場合)

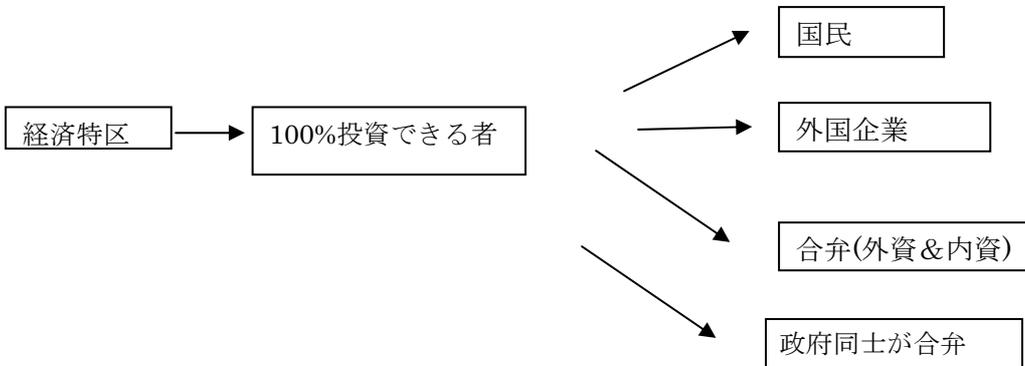
注：

- 免税/減税後、規定とおり納税すること
- DICA に登記しなければならない

第9章

投資開発者 / 投資開発事業の義務と免除

①国民、②政府、③国民及び政府の合弁が投資開発者としてできる



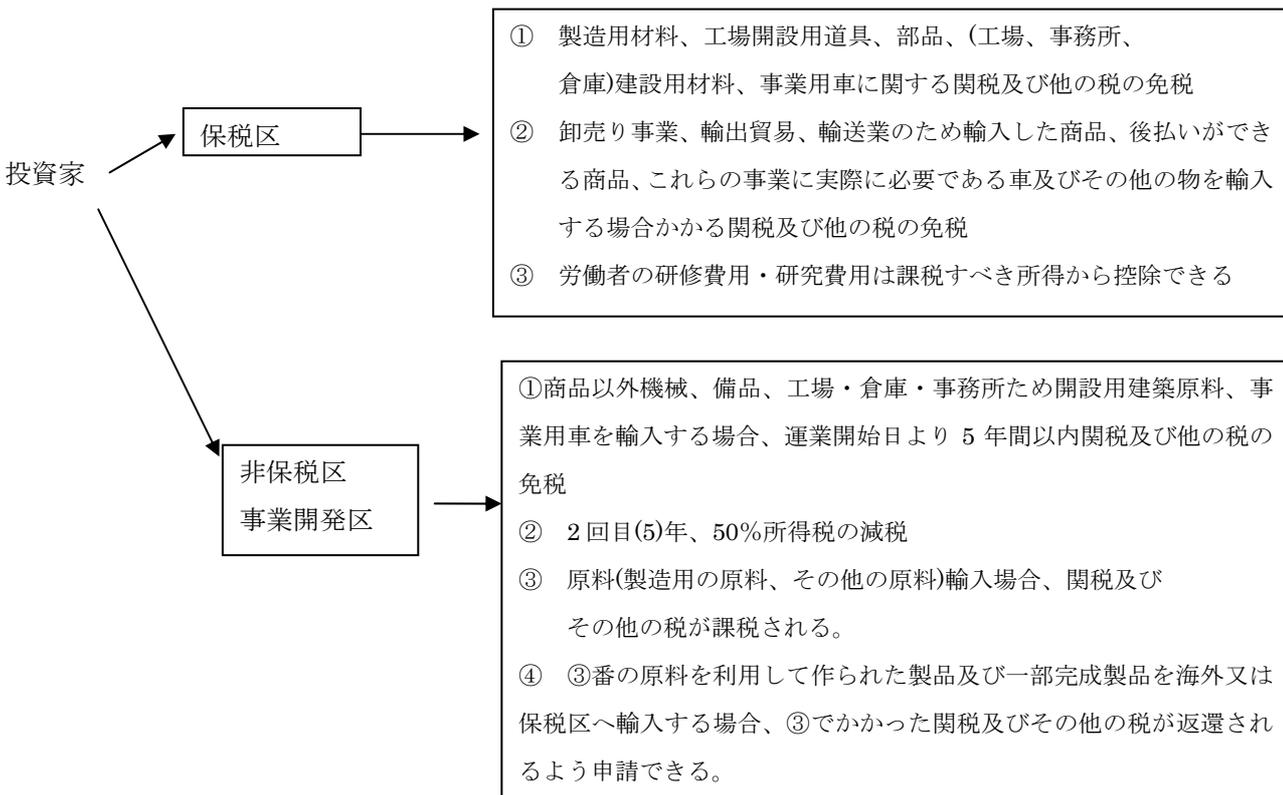
税金

- ① 初期(8)年(所得税)
- ② 2回目(5)年、50%所得税の減税
- ③ 3日目(5)年、50%所得税の減税(※ 得られる利益を1年以内に再度投資する場合)

第10章

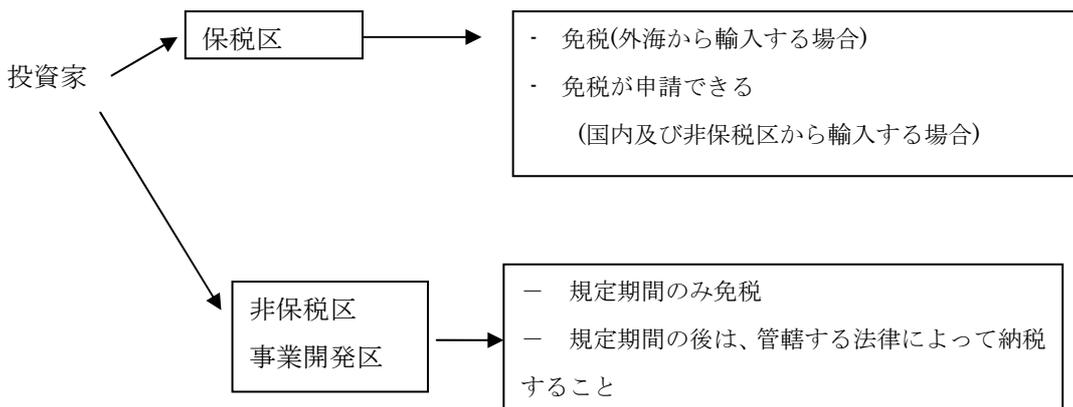
投資開発者及び投資家の輸入税に関する免除及び控除

開発者 → 建築用/事業用道具、原料含まれない → 関税及びその他の税 → 免税



- 注：① 開発者及び投資家が免税で輸入された機械又は車などを売買することが禁止
- ② しかし、特別条件で売買許可がある場合、免税された税額を納税しなければならない。
- ③ 短期使用目的で輸入する機械がある場合、特別申請しなければならない。
- ④ 開発者及び投資家の損失額を5年間繰り越しすることができる。
- ⑤ 連邦政府より禁止された商品以外のものを経済特区で、直接/間接方法で輸出する場合、免税される。
- ⑥ 開発者及び投資家の納税済み国内所得の配当分を課税しない。
- ⑦ 保税区内で投資する投資家は労働者の能力、技術が発展するため、又は事業発展、研究のため実際に利用した費用を課税すべき所得から控除することができる。

商業税(付加価値税)



第12章
源泉課税

非居住者(外国人) → 所得税法とおりに納税しなければならない
(使用料、利子、サービス料、レンタル料及び同様の料金)

第16章
雇用方法

運業開始年初期2年間以内 → 国民労働者 25%

2回目の2年間以内 → 国民労働者 50%

3回目の2年間以内 → 国民労働者 75%

第17章
土地の利用方法

開発者及び投資家 → 土地を50年間の賃借権利が与えられる
25年間の延長ができる

管轄する管理委員会の同意で規定どおり土地の賃貸、所有権及び建物の売買、担保、賃貸、交換また譲渡することができる。